

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日 平成24年11月00日

報告者氏名 古賀 和子

当該法人における役職 事務局長

## 1. 組織情報

- |              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■ 法人名称       | 特定非営利活動法人 iさいと                                                                                          |
| ■ 所轄庁        | 宮崎県                                                                                                     |
| ■ 主たる事務所の所在地 | 宮崎県西都市（妻町1丁目47番地）                                                                                       |
| ■ 従たる事務所の所在地 | 宮崎県西都市大字三宅西都原西5670番地、宮崎県西都市小野崎1丁目76番地コミュニティプラザ「パオ」2階                                                    |
| ■ 代表者氏名      | 井上優                                                                                                     |
| ■ 法人設立登記年月日  | 平成15年11月17日                                                                                             |
| ■ 定款に記載された目的 | この法人は、古代から脈々と歴史を重ねてきた西都原を基点に、市民が参画できる協働体（コラボレーション）を構築し、個性豊かで自立した、元気で明るく楽しい西都の実現を目指し西都の活性化に寄与することを目的とする。 |

- |        |                                                   |                                              |                                               |
|--------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ■ 活動分野 | <input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉      | <input checked="" type="checkbox"/> 社会教育     | <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり     |
|        | <input checked="" type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ | <input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全    | <input checked="" type="checkbox"/> 災害救援      |
|        | <input checked="" type="checkbox"/> 地域安全          | <input type="checkbox"/> 人権・平和               | <input type="checkbox"/> 国際協力                 |
|        | <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会                 | <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報化社会     |
|        | <input type="checkbox"/> 科学技術の振興                  | <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化 | <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 |
|        | <input type="checkbox"/> 消費者の保護                   | <input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助 |                                               |

- 事業活動の概要  
(400字以内)

平成16年に宮崎県立西都原考古博物館が開館することを機に、西都市の文化の基軸である西都原古墳群を活用してのまちづくりを行うNPO法人を設立しました。西都市での最初のNPO法人であり、西都市内のNPO団体と文化をキーワードにネットワークを形成し市民活動の活性化を目的に活動しています。平成21年度から宮崎県立西都原考古博物館の運営支援業務を受託。同時に自主事業として博物館内にてミュージアムショップを運営しています。平成23年度からは西都市より「まちづくりサポーター事業」を受託し、文化を軸としたまちづくりの活動を行ってまいりました。西都市民のアイデンティティーの原点である西都原台地（古墳群）と、西都市の中心市街地双方での事業を行っている法人は当団体だけですがその活動を通じて、西都原台地と中心市街地を結んでの活性化に取り組んで来ました。

- 公開用電話番号       ■ ファクス
- ホームページ       ■ メールアドレス
- 常勤職員数

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日       認定満了日

- 相対値基準     絶対値基準     条例指定     仮認定

■ 閲覧書類の添付       定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成99年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

### ■ 収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	54,683,668	0	54,683,668
1. 受取会費	75,000	0	75,000
2. 受取寄附金	600,000	0	600,000
3. 受取民間助成金	0	0	0
4. 受取公的補助金	0	0	0
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）	7,180,067 0	0 0	7,180,067 0
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）	46,298,700 0	0 0	46,298,700 0
7. その他収益	529,901	0	529,901
II 経常費用計	999,999,999	0	999,999,999
1. 事業費 （うち人件費）	43,796,273 0	0 0	43,796,273 0
2. 管理費 （うち人件費）	10,548,753 20,464,351	0 0	10,548,753 20,464,351
III 当期経常増減額	338,642	0	338,642
IV 経常外収益計	0	0	0
V 経常外費用計	0	0	0
VI 経理区分振替額	0	0	0
VII 当期正味財産増減額	338,642	0	338,642
VIII 前期繰越正味財産額	847,754	0	847,754
IX 次期繰越正味財産額	338,642	0	338,642

### ■ 貸借対照表

平成99年99月99日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	7,920,410	1. 流動負債	6,734,014
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	6,734,014
		III 正味財産の部	
資産合計	7,920,410	正味財産合計	1,186,396
		負債及び正味財産合計	7,920,999

■ 準拠している会計基準     NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）…………… やよい会計

■ 監査の実施     監事監査

# 特定非営利活動法人 いさいと 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 いさいと という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を西都市妻町1丁目47番地に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、古代から脈々と歴史を重ねてきた西都原を基点に、市民が共同参画できる協働体（コラボレーション）を構築し、個性豊かで自立した、元気で明るく楽しい西都の実現を目指し西都の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 地域安全活動
- ⑦ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑧ 国際協力の活動
- ⑨ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑩ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑪ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑫ 科学技術の振興を図る活動
- ⑬ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑭ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑮ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動の推進に関する調査・研究・コーディネート事業
- (2) 市民活動の推進に関する広報・啓発事業
- (3) 公共施設等の管理・運営に関する協力・委託事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 準会員 この団体の目的に賛同して入会した学生の個人又は団体。
- (3) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人に功労があった者又は、学識経験者で総会において推薦されたもの。

### (入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 定められた期間内に会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出して、任意に退会できる。

### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

#### (種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人ないし2人を副代表理事とする。

#### (選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）のうちから選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会において、理事の互選により定める。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要がある時は、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認をうけなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、業務を処理するとともに、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、任期満了後最初に開かれる

通常総会で後任者が承認され就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第19条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

5 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後の日から2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わるできない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第25条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。



## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、運営に関する事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある時は、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、原則として代表理事があたる。但し、代表理事が指名した場合は、その者があたる。

### (定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第36条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第34条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において代表理事は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算など)

第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(余剰金の処分)

第45条 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、この団体に事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

第51条 この定款の施行についての必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年度通常総会終了の日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 個人正会員 1,000円  
個人準会員 500円

(2) 年会費 個人正会員年会費 3,000円  
個人準会員年会費 1,500円  
団体会員年会費 10,000円(一口)

上記定款に相違ありません

特定非営利活動法人 いさいと  
理事 井上 優

## 平成23年度事業報告書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

特定非営利活動法人 i さいと

### 1. 事業活動概要

平成23年度は3月11日に起きた東北大震災の大きな影響にくれた1年であった。人類がいまだかつて経験した事のない大災害はまだ終わっていない。この被害から完全に復興する日がいつくるのかは誰も予想できないだろうが、少なくとも私達にとって遠い異国の地での出来事で、関係が薄いと考えられるような災害ではなかった。

あらためて被災された方々に心から哀悼とお見舞いを申し上げるとともに、私達はこの震災を忘れていないというメッセージを発信し続けたいと思う。

さて、平成23年度は(NPO) i さいと にとってはその活動の大きな転換を予感させる第一歩となる一年であった。

周知のように当法人は平成15年に設立され、西都原考古博物館の運営支援業務を柱に様々な文化やまちづくりの活動を展開してきたが、その成果の蓄積が西都市からの「まちづくりサポーターによる雇用創出事業」という文化によるまちづくり事業の受託につながった。

緊急雇用を柱にした事業の受託で「まちづくり推進プロジェクト『ふらっと』」を開設し7名のスタッフを雇用しての活動は、情報マガジン「さいとる」の発行や東北大震災の被災地支援での活動である「3. 11 命の灯プロジェクト」での他団体を巻き込んだ活動などに結実し大きな成果をあげることができた。

一方、平成21年度から受託している宮崎県立西都原考古博物館運営支援事業は、22年度の口蹄疫、23年度の大震災と大きな災害の影響を受けつつも、ボランティアコーディネートや団体予約、ミュージアムショップの運営と非常に厳しい外部要件のなか、孤軍奮闘し着実な事業を展開している。

(株)花王の文化活動支援事業の受託や宮崎県教職員互助会との共催事業である「考古学から今」のシンポジウム開催など、マスコミに大きく取り上げられるなど博物館を基点にした文化(埋蔵文化財を大きな資源とした西都固有の)事業の発信は西都市限定の域を飛び越した活動にもなっている。

最後に、事業高が大幅に拡大し業務内容も多岐に渡ったが、それを支えた法人スタッフの1年間の頑張りに大きな拍手を送りたい。

## 事業内容

### 特定非営利活動に係る事業

#### まちづくりの推進をはかる事業

別添①参照

#### 西都市まちづくりサポーターによる雇用創出事業

##### 1. まちづくりプロジェクト“ふらっと”の活動

###### (1) イベントによる賑わい創設事業

###### I チャリティコンサート・ボサノヴァナイト

開催日時 2011年5月15日(日)

開催場所 西都市文化ホール

参加者 220名

###### II 意見交換会(まちづくり)

開催日時 2011年7月14日(木)

開催場所 富士菜

講師 ひよっとこまつりの仕掛け人 寺尾氏

参加者 35名

(商工会議所・飲食店組合など)

###### III あいそめふれあい劇場

「市民誰でもアーティスト」

開催日時 2011年 9月24日(土)

開催日時 2011年12月22日(木)

開催日時 2012年 2月 4日(木)

開催場所 あいそめ広場(パオ横広場)

参加者 90名

###### IV The Unforsaken Uncles Duo

ヤヒロ&タイロン橋本LIVEコンサート

開催日時 2011年10月14日(金)

開催場所 古代の風

参加者 89名

###### V まちづくり講演会

開催日時 2011年10月29日(土)

開催場所 西都市コミュニティーセンター3階 学習室

講師 花堂 純次氏(映画監督)

参加者 30名

開催日時 2011年11月16日(水)  
開催場所 夢たまご  
講師 寺尾 秀貴氏(有限会社バッキーロ代表)  
参加者 17名

#### VI アカデミック・ブラスアンサンブル演奏会

開催日時 2011年11月27日(日)  
開催場所 西都市文化ホール  
参加者 25名

#### VII リスクマネジメント講座

開催日時 2011年12月8日(木)  
開催場所 西都市コミュニティーセンター3階 学習室  
講師 高妻 孝光氏(NPO法人宮崎文化本舗)  
参加者 26名

#### VIII 新春初笑い あいそめ落語会

開催日時 2012年1月21日(土)  
開催場所 西都市文化ホール  
出演者 春風亭柳之介、柱大黒  
参加者 218名

#### IX パリヤソー with フレンズin南九州2012

開催日時 2012年2月19日(日)  
開催場所 西都市文化ホール  
出演者 谷川賢作・続木力・さがゆき・山村誠一  
参加者 112名

#### X コミュニティ・レストラン運営者養成講座

開催日時 2012年2月25日(土)  
開催場所 西都市コミュニティーセンター3階 学習室  
講師 世古 一穂氏(NPO研修・情報センター)  
参加者 36名

#### XI 3.11命の灯火プロジェクトIN 西都

東北大震災被災地支援活動

##### ◆講演会

開催日時 2012年3月10日(土)  
開催場所 夢たまご  
参加者 33名

##### プログラム

講演一1 「口蹄疫との戦い、そして復興」

講師 西都市茶臼原畜産農家 齋藤幸紀氏

講演一2 「災害対策について」

講師 西都市消防本部警防課 井上 貴裕氏

講演—3 「コミュニティ元年をどう活かすか？」～気づきとこれからの地域づくり～

講師 社会福祉法人 西都市社会福祉協議会 黒木 昭憲氏

◆ワークショップ（ワックスボール制作）

制作をするなかで、場・時間・そして思い共有をし命の尊さを考えた。未曾有の災害を風化させてはいけない。次世代につなげる思いをつなげるワークショップ実施。

開催日時 2012年1月15日（日）

2012年1月22日（日）

2012年2月 8日（水）

2012年2月12日（日）

2012年2月16日（木）

2012年2月20日（月）

2012年2月26日（日）

2012年3月 3日（土）

2012年3月 4日（日）

述べ参加人数 125人

ワックスボール400個

◆命の灯火プロジェクトIN 点灯式

開催日時 2012年 3月11日（日）

開催場所 あいそめ広場（パオ横広場）

参加人数 約300人

全国14地域一斉のキャンドルの同時点灯

ユーストリームによる4箇所同時配信

楽天の東北大震災支援プロジェクトIN東北大学との連携

地元消防団による防災体験講座同時開催

宮崎からの東北支援団体NPO法人フロンティア会との連携

食生活改善推進員によるふるまい

XII 「認知症」の正しい理解

開催日時 2012年3月22日（木）

開催場所 西都市コミュニティーセンター3階 学習室

講師 吉村 照代氏

（公益社団法人 認知症の人と家族の会宮崎県支部長）

参加者 20名

XIII 地域団体への協力事業

- ・妻駅西地区商店街活性化事業
- ・（街なかギャラリー管理運営事業）協力
- ・平助盆踊り納涼祭協力
- ・さいとえびす朝市・夕焼け市運営協力
- ・桜川周辺の清掃活動に従事
- ・西都夏祭りへの協力



- ・このはなクラフト市共同開催
- ・東児湯鍋合戦2011への参加
- ・恋旅サミットへの参加
- ・あいそめクリスマスキャンドルナイト協力
- ・懐かしの映画祭協力
- ・さいと食の大運動会協力
- ・まちなか地域福祉まつり2012協力
- ・成人式記念撮影会の協働事業
- ・朝がゆの復活イベント企画運営協力

## (2) 西都市映画鑑賞事業

### I 夏休み親子ふれあい映画会

開催日時 2011年8月13日(土)

開催場所 西都市文化ホール

上映作品 「おまえうまそうだな」

参加者 112名

### II 第1回あいそめ名画座

開催日時 2011年10月1日(土)

開催場所 西都市文化ホール

上映作品 「上を向いて歩こう」

参加者 17名

### III 第2回あいそめ名画座

開催日時 2011年11月1日(火)

開催場所 西都市文化ホール

上映作品 「嵐を呼ぶ男」

参加者 66名

## (3) 活性化推進事業

### I 西都市いきいき情報マガジン「さいとる」の発行

2011年6月号 800部発行

2011年7月号 3000部発行

2011年秋号 10000部発行

2011年冬号 10000部発行

西都市内・外、また宮崎県福岡事務所へ300部配布  
ホームページ・ブログによるインターネット配信

### II 西都市地域イベント告知ポスター「西都ナビ」作成

6回作成 西都市役所・パオ内掲示

#### (4) 研修・視察

##### I 県内・外視察研修・NPO向けの講座等に参加

- 4/15 日南市商工会議所視察
  - 4/30 日南市マルシェジャポン視察
  - 8/25 佐賀市民活動支援センター・佐賀県CSO推進機構視察
  - 9/27 東北大震災気仙沼視察
  - 2/1-4 小樽市「小樽雪明かりの道」視察・ボランティア体験
  - 3/14 宮崎市自然休養村センターでの研修
  - 3/15 NPO法人宮崎文化本舗視察・ヒアリング
  - 3/15 NPO法人障害者自立応援センター視察・ヒアリング
  - 3/15 NPO法人みやざき子ども文化センター視察・ヒアリング
  - 3/15 みやざきアートセンター視察・ヒアリング
  - 3/30-31 長野県小布施町・まちとしょテラス等視察
  - 3/25-26 スタッフ全員研修
- 会 場 民宿しろみ（西都市銀鏡687-3）  
講 師 花堂純次（映画監督）  
根岸裕孝（宮崎大学准教授）

##### II 市民活動向けの啓発講座事業

- 宮崎県社協ボランティア活動人材育成体験プログラム開発助成事業  
4回実施・西都市内会議室等 参加者数 述べ93名

##### III CB推進のための調査研究事業

- 東北大震災在宅被災者支援活動を行っている気仙沼ボランティアネットワーク聖敬会「ミサングプロジェクト」に協力。  
\*西都市の企業（美容室など）や宮崎市市民活動支援センターなど支援の輪を広げた。

#### 2. 宮崎県立西都原考古博物館との連携事業

別添②参照

##### (1) 宮崎県立西都原考古博物館運営支援事業

###### ①コーディネート業務

- I 運営支援事業計画の企画作成及び運営
- II ボランティア募集、配置
  - \*1日ガイド体験企画・募集・実施
- III ボランティア養成研修の館との共同実施
  - \*年12回実施 県内・外研修含む
- IV 西都原ボランティア協議会事務局運営
  - \*月一回程度の交流会実施

- ②西都原考古博物館友の会会員募集及び企画作成
- 考古博物館友の会会員募集計画作成・実施
- 友の会事業内容計画作成・運営実施

(ニュースレター年4回・カレンダー作成)

③団体受入及び団体受入計画の作成

団体利用申込書用紙作成 (館・西都市観光協会と協議)

④古代生活体験館の体験活動の運営補助及び材料発注・購入  
運営補助計画作成・実施

ボランティアスタッフ体験館指導員補助養成講座企画実施  
材料計画共同作成

⑤館のインターシップ受入協力

3. 宮崎県立西都原考古博物館ミュージアムショップ事業

4. グリーン・ツーリズムの推進に関する事業 別添④参照

●7/30～31花王、アートキャンプ

寺原地区グリーンツーリズムとの連携

\*農家民泊・郷土料理体験

博物館と連携した文化と体験活動の連携事業

5. 環境の保全を図る活動

●啓発活動

映画会 ミツバチの羽音と地球の回転

有機農業を实践する農園とのコラボレーション

6. 文化発信事業

●講演会の開催・実施事業

宮崎県教職員互助会との共同事業

公開講演会「考古学から『今』を考える」の開催 別添⑤参照

日時 12月10日(土)

会場 宮日会館

講演者 張 充禎 氏 (韓国釜慶大学 非常勤講師)

桑畑 光博 氏 (都城市教育委員会文化財課主幹)

藤木 聡 氏 (宮崎県立西都原考古博物館学芸普及担当主査)

コーディネート 北郷 泰道 氏 (宮崎県立埋蔵文化財センター 副所長)

来訪者数 120名

九州保健福祉大学が延岡市で開催したシンポジウム『災害から文化とコミュニティを守る』と連動し、二つの会場をネット回線で結び、シンポジウムのまとめを二元同時中継で行う。またネット上で公開。

## 7. 市民活動推進に関するコーディネート事業

### ●新富町商工会受託

「しんとみの郷」NPO法人設立の関する業務・コンサルティング及びアドバイス

## 8. 雇用の機会の拡充を支援する活動

### ●厚生労働省の「緊急人材育成支援事業」による職業訓練“基金訓練”

前年度～23年6月まで（1年間）

募集方法 ハローワーク

### ●西都市まちづくりサポーター“ふらっと”による雇用創

出事業受託 23年4月～24年3月

事業に従事した全労働者数 10名

新規雇用の失業者数 10名

新規雇用した労働者の募集方法 ハローワーク

(法第28条第1項関係)

## 特定非営利活動法人 いさいと 財産目録

(平成24年3月31日現在)

科目・摘要		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	5,944,332		
現金手元許有高 (MS)	477,941		
普通貯金 宮崎銀行 125174	129,741		
普通貯金 宮崎銀行 206175	266,734		
普通貯金 宮崎銀行 197713	2,311,394		
普通貯金 宮崎銀行 196661	2,758,509		
郵貯 17300-1600401	13		
売掛金 (MSクレジット)	133,064		
商品 (MS在庫)	1,601,603		
貯蔵品 (MS包装紙 他)	220,815		
未収入金	10,596		
立て替え金	10,000		
流動資産合計		7,920,410	
2 固定資産			
保証金 (考古博物館)	0		
什器備品	0		
有形固定資産合計		0	
固定資産合計		0	
資産合計			7,920,410
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金 (社保個人負担分)	283,242		
買掛金	461,348		
短期借入金 (代表理事)	1,364,534		
前受金	0		
未払費用 (3月給与他)	3,322,190		
未払消費税等	1,302,700		
流動負債合計		6,734,014	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			6,734,014
差引正味財産			1,186,396

(法第28条第1項関係)

## 特定非営利活動法人 いさいと 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科目・摘要		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	5,944,332		
売掛金	133,064		
商品	1,601,603		
貯蔵品	220,815		
未収入金	10,596		
立替金	10,000		
前払費用	0		
流動資産合計		7,920,410	
2 固定資産			
建物	0		
什器備品	0		
保証金	0		
有形固定資産合計		0	
固定資産合計		0	
資産合計			7,920,410
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	283,242		
買掛金	461,348		
短期借入金	1,364,534		
前受金	0		
未払費用	3,322,190		
未払消費税等	1,302,700		
流動負債合計		6,734,014	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			6,734,014
III 正味財産の部			
1 繰越金残高			
前期繰越金		847,754	
次期繰越金		338,642	
2 その他の正味財産			
正味財産合計			1,186,396
負債・正味財産合計			7,920,410

